

議案第 1 号

愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について

愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 2 月 26 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 225 条の規定に基づき、行政財産の目的外使用の許可を受けた者から使用料を徴収するため制定する必要があるからである。

愛西市条例第1号

愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用（以下「目的外使用」という。）に係る使用料について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 目的外使用の使用料（以下「使用料」という。）の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により使用料の額を算定することが不適當又は困難と認める場合の使用料は、その使用態様に応じ、市長が定める額とする。

(使用料の算定方法)

第3条 使用料の算定方法は、次に定めるところによる。

(1) 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(2) 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(使用料の納付)

第4条 目的外使用の許可を受けた者は、市長が指定する日までに当該許可の期間に対する使用料を納付しなければならない。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、当該年度分ごとに市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 納付された使用料は、次の各号に掲げる場合を除き、還付しない。

- (1) 市長又は教育委員会が、公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じたとき。
 - (2) 使用者が、市長又は教育委員会の承認を受けて使用を中止したとき。
 - (3) 市長が特別の理由があると認めるとき。
- (使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者の申請により使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 当該行政財産の目的外使用が行政財産の設置目的の達成に寄与すると認められるとき。
- (3) 使用者に災害その他特別の事情があると認められるとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(延滞金)

第7条 法第231条の3第2項の規定により、使用料を督促した場合には、延滞金を徴収する。

2 延滞金は、督促に係る使用料の額（1,000円未満の端数金額及び1,000未満の金額は、切り捨てる。）に当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又は、延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全部を切り捨てる。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、行政財産の目的外使用に係る使用料に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

行政財産の 種類	使用の区分	単 位	使 用 料
土 地	電柱及びその他これらに類するものとして使用する場合	1本1年につき	愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）第2条に規定する額
	郵便差出箱	1個1年につき	愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）第2条に規定する額